

和歌山市民図書館青少年向け出前講座実施要綱

第1条 この要綱は、学校又は青少年育成団体等の主催する集会等に和歌山市民図書館（以下、「図書館」という。）職員が出向き、図書館の専門知識や技術を活かした講座（以下、「講座」という。）を実施し、青少年が読書への理解と関心を深め、もって青少年における読書活動の推進に寄与することを目的とする。

第2条 講座を受けることができるものは、市内の学校又は市内に在住又は在学する10人以上の児童又は生徒で構成され継続的に活動している市内の青少年育成団体とする。

第3条 講座の内容は以下のとおりとする。

- 1 図書等の読み聞かせ
- 2 ブックトーク
- 3 その他図書館利用に関すること

第4条 講座の実施時間は、原則として、図書館の開館日における開館時間中とする。

第5条 講座の受講を希望する団体の代表者（以下、「申込者」という。）は、原則として当該団体が主催する集会等を開催しようとする日の1ヶ月前までに、和歌山市民図書館青少年向け出前講座受講申込書（様式第1号）を、和歌山市民図書館長（以下、「館長」という。）に提出するものとする。

第6条 館長は、前条の申込があったときは、実施の可否を決定し、和歌山市民図書館青少年向け出前講座受講決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 館長は、前条について決定する場合において、必要と認めたときは、条件を付することができる。

第7条 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、講座の実施を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し物を行うおそれのあるとき。
- (3) 講座の目的に反し、その実施が適当でないとき。

第8条 第6条の規定により決定を受けたものは、日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又は講座の実施を取り消そうとするときは、速やかに館長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める

附 則

この要綱は、平成19年7月5日から施行する。